

平成 27 年第 1 回定例会 県民企業常任委員会

平成 27 年 3 月 10 日

赤井委員

今回の代表質問で、我が会派の鈴木団長から、さがみロボット産業特区の次の展開ということで、様々な提案をさせていただきました。その中の最後に、県民と生活支援ロボットとの共生条例という条例の制定等についてのお願いがありました。

鈴木団長も、本会議の中で取り上げたのですが、企業庁によるダムの点検ということで、ドローンを使うという話もありました。世界でも相当急ピッチで、ドローンを使った様々なことが起きているわけですが、技術的にすごく進んでいる一方で、プライバシーや人権という問題に発展していると聞いています。

これから、ロボットが驚異的に発展してくると思うのですが、神奈川県として、人権という観点から、プライバシー等の問題について、どのように解釈しているのかお伺いします。

人権男女共同参画課長

撮影、プライバシー、肖像権という観点からお答えいたします。

肖像権につきましては、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有するというので、判例により、憲法上の権利として認められております。また、盗撮やのぞき見は、県迷惑防止条例や軽犯罪法で処罰の対象となっております。

かつて、グーグルのストリートビューが社会的な問題となったのですが、これは昨年の 3 月に、最高裁が上告を棄却したことで、判決が確定しております。これは、今まで一般的には、肖像権、プライバシー権と言いますと、公表する行為を捉えて言うことが多かったのですが、この判決では、公表行為だけではなく、撮影する行為そのものも侵害に当たると規定されたこと、また、もう一つは、肖像権侵害として、今まで、撮影された方の容貌や姿態を捉えて肖像権として取り扱っていたのですが、ここでは、それ以外の私的な事項についても対象とするとされたことが、今までになかった判決でございました。

さらに、この判決では、その撮影行為により、私生活上の平穏の利益が侵され、違法と評価されるものであれば、プライバシー侵害として不法行為を構成し、法的な救済の対象とされるとされており、社会生活上の受忍の限度を超えるか否かは、個別具体的に判断するという事になっております。

そして、この裁判では、ベランダに干した下着が対象となっており、撮影した画像から明らかでないということで、判決では、撮影行為の不法行為は成立しないとされたことと承知しております。

赤井委員

介護ロボット、生活支援ロボット、災害対応ロボット、見守りロボットと、いろいろあるわけですが、その中で、特に見守りロボットということになると、日常的生活状況全部をサーチしているわけです。そういう意味でのプライバシーについて、相当いろいろと問題が出てくると思うのですが、さがみロボット産業特区でいろいろとやっている内容と、そういう人権の問題について、県民局ではどのような対応をしているのかお伺いします。

人権男女共同参画課長

ロボットの対応につきましては、これまで人権の視点から議論したことがございませんので、今後の課題として認識しております。

赤井委員

知事の答弁でも、このロボットとの共生社会の実現ということで、どのような条例がいいのか、どのように活用したらいいのか、皆さんと一緒に考えたいというような回答もありました。また、さがみロボット産業特区という、全国で初めての特区をつくり、ロボットで経済成長を図っていくということになると、ロボットについては、いろいろな問題が出てくると思います。

ベイマックスという映画にも出てくるのですが、ロボットに命を吹き込むということで、それが善意の命であればいいのですが、悪意の命が吹き込まれてしまったら大変なことになると思います。

いろいろな意味で、このロボットは、これから一気に加速して進歩すると思うのですが、そういう意味で、知事自身も、これからのロボットとの共生という形で、先行して、神奈川県が是非やっていきたいという決意もあったようです。今後、人権男女共同参画課を所管している県民局として、当然、産業労働局や、いろいろなところと横断的に、いろいろなことを考えていかなければいけないと思います。

そして、ロボットについては、知事も、条例化ということについて、是非前向きにと言っていましたので、その取組について、県民局長の決意をお伺いします。

県民局長

ロボットとの共生ということで、難しいテーマであると受け止めると同時に、時代を先取りしたテーマであると思っております。

ロボットが人間に代わって、重労働、あるいは危険な作業を担う、あるいは遠いところから見守ってくれるということで、人の生活を豊かにするという側面がある一方で、御指摘のようなプライバシー権など、人権の問題との関わりが多く出てくるだろうということを、重々考えないといけないということは、大切な視点であると思っております。

ロボットの場合に、知事は、悪意のあるロボットという言い方をしたのですが、SF作家で有名なアイザック・アシモフのロボット三原則の第1に、人間に危害を加えてはならないということがうたわれており、危害という概念の中には、単に生命や体に傷害を与えるというだけではなく、人権という視点も入ってくるのだらうと、この議論の中で思いました。そういう意味で、ロボットとの共生を考えていくということは、さがみロボット産業特区を推進していく神奈川県といたしましては、当然考えていかなければいけない大きなテーマだと受け止めております。

神奈川県の人権施策につきましては、副知事をトップとして、全局長で構成しております、人権男女共同参画施策推進会議というところで、県の全体の施策の推進を検討しております。その中で、各局が所管する各事業における人権擁護、人権施策につきましては、各局長が責任者として、人権施策を推進することになっております。

したがいまして、今後、ロボットの開発、普及促進を担う産業労働局をはじめ、ロボットを活用しようとしている各局と、それぞれロボットとの共生について検討していくような形になるのですが、県民局といたしましては、全庁の人権施策を取りまとめて推進していく立場という視点から、全庁のロボットとの共生の条例の在り方の研究に、しっかりと参画していく形になるものと思っております。

赤井委員

パソコン等についても、当初は、全て便利になるという前提の下に進んでいきましたが、コンピューターがハッカーという形で、いろいろな災害、犯罪等にも関与してきています。ロボットについても同じように、これがどのような形で展開していくのか分かりません。

そういう意味では、さがみロボット産業特区という、全国に先駆けた特区をつくった神奈川県として、特に人権という視点では、県民局が主導して、ロボットとの共生をしっかりと図れるようにお願いしたいと思います。

私からの質問は以上です。

意見発表

赤井委員

公明党神奈川県議団として要望申し上げます。

はじめに、青少年を取り巻く有害な社会環境の健全化に向け、青少年のスマートフォンの適正利用を図るため、保護者向け啓発リンクの作成とありますが、県警察などとの協議を深め、高校教師のSNS研修等の課題等を生かした内容を、しっかりと作成していただきたいと思います。

次に、保育士・保育所支援センターの開設から1年が経過しました。多くの課題が見えてきました。待機児童解消のため、意義ある施設が開設されたと期待するところですが、今後、出張講座の充実や、ネット登録者数の増加に力を入れていただきたいと思います。

次に、放課後児童支援員の認定資格研修が実施されることとなりましたが、指導員が無理なく研修を受講し、スキルアップが図れる体制の整備をお願いいたします。

次に、かながわ子育て応援パスポートという、子育て家庭の外出を応援するサービスが、平成24年から開始されております。しかし、普及啓発が不足している現状です。せつかくの子育て支援企画ですので、積極的なPRを望みます。

次に、神奈川の消費者施策の推進について、県警察とのコラボで、クーリングオフのはがきの配布などの取組については評価いたします。今後も、消費被害防止のため、ワンストップのホットラインである188番が、今年の夏に設置が予定されているようですので、しっかりとPRをしていただきたいと思います。

最後に、さがみロボット産業特区の取組の進展に伴い、ドローンをはじめとして、撮影機能を持った機器など、様々なものが開発されております。ロボット開発がこれからどんどん進展していく中で、どのように高機能なものが開発

されたとしても、人権をきちんと守るための措置が必要であると考えます。あらゆる可能性を考える必要があり、ロボット先進県である神奈川県として、国に先駆けて、ロボットとの共生に向けた条例制定を考えていく必要があると思います。

以上、要望申し上げ、当委員会に付託されました全議案に賛成いたします。